

海外安全対策情報（香港・マカオ）

1 2017年4月～6月の間に邦人が巻き込まれた犯罪

2017年4月～6月の間の在香港日本国総領事館管轄域内における日本人の犯罪被害件数は、13件でした（当館把握分）。被害内容は、財布や旅券等の窃盗による被害が主なものでした。

2 殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

日本人の被害は報告されていません。

3 テロ・爆弾事件発生状況

テロ・爆弾事件の発生は報告されていません。

4 対日感情

一般的には良好ですが、先の大戦に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等による抗議活動は、依然として継続されており、引き続き注意が必要です。

5 日本企業の安全に関する諸問題

特段の問題は報告されていません。

6 治安情勢

香港・マカオ、両地域の最新の政府発表による犯罪発生件数を前年同時期等と比較したところ、香港及びマカオともほぼ横ばいの傾向が続いており、治安情勢は比較的安定していると言えます。

(1) 香港警察発表による2017年1月～4月の犯罪発生件数

2017年1月～4月の犯罪発生件数は、18,825件で、前年より490件少なくなっています（約2.5%減少）。この中でも、強姦（23件、約76.9%増加）については増加の傾向が顕著であり、特に注意が必要です。

(2) マカオ保安司発表による2016年の犯罪発生件数

2016年の犯罪発生件数は、14,387件で、前年より734件増加しています（約5.4%増加）。この中で、暴力関連事犯（840件、約11%増加）が増加しており、特に不法監禁（約23%増加）、及び、高利貸し（約33%増加）については増加の傾向が顕著であり、特に注意が必要です。

(3) その他

ア 香港へのスタンガンの持込みに関する注意喚起

香港においては、スタンガンは「武器」として取り扱われているところ、その所持は法律で禁止されており、違反者は最大10万香港ドルの罰金と禁固1

4年の刑に処せられる可能性があります。最近、香港への旅行者、あるいは、香港でトランジットする旅行者が、香港国際空港で逮捕されるケースが増えていることから、特に注意が必要です。

イ 就労ビザ等のビザ取得に関する注意喚起

香港では、就労ビザを取得せずに入境し、「就労」と見なされる活動を行った場合は、報酬の有無に関わらず「入境条例」違反となり、逮捕等に処されるおそれがあります。また、入境者に「就労」と見なされる活動を依頼する側も同じく「入境条例」違反となります。つきましては、香港において様々な活動を行う場合、あるいはそのような活動を依頼する場合には、「入境条例」違反とならないようくれぐれもご注意ください。

ウ 香港でのPHS機器の所持禁止に関する注意喚起

香港では、PHS機器の持込みが禁止されています。2016年5月10日からは、香港域内での所持や仕様が禁止され、違反者は最大5万香港ドルの罰金と禁固2年の刑に処せられます。そのため、香港にてPHSを所持している方やPHSを所持している方で香港への渡航を検討している方は、十分注意してください。

エ 金の密輸事犯に関する注意喚起

金地金（いわゆる「金の延べ棒」や「金塊」など）の日本への密輸事件が増加しており、2015年度（2015年7月から2016年6月）の処分件数が294件、脱税額が約6億1千万円と、いずれも過去最高を記録しました。その中で、密輸仕出地別処分件数は、294件中135件が香港からであり、犯則者の国籍別の構成比では日本人が51%を占めています。金の密輸の多くは、旅行者等に日本までの運搬を依頼する手口によるもので、金の密輸を依頼する者は、暴力団などの犯罪組織です。金の密輸は脱税を伴う重大犯罪であり、日本税関によれば、犯則者には相応の処分を行うとのことなので、こういった犯罪に巻き込まれないよう十分ご注意ください。